

熊本労災病院

別 表

受託研究費算出基準（医薬品）

[直接研究経費]	
謝 金	謝金は、労働者健康安全機構の職員以外の者で、当該治験の遂行に必要な協力者（専門的・技術的知識の提供者、治験審査委員等）に対して支払経費とし、謝金の額は、各病院の諸謝金支出基準により算出すること。
旅 費	旅費は、当該治験の遂行に必要な旅費とし、労働者健康安全機構の内国旅費規程により算出すること。 外国出張は、当該治験に関連し学会発表等を行う場合で、本部に申請し認められた者に限ることとし、労働者健康安全機構の外国旅費規程により算出すること。
臨床試験研究経費	臨床試験研究経費は、当該治験（計画に関する業務を除く。）に関連して必要な経費とし、別紙1又は別紙3のポイント算出表により算出すること。
治験薬管理経費	治験薬の保存・管理等に必要な経費は、別紙2又は別紙4のポイント算出表により算出すること。
院内CRC業務経費	当該治験の院内CRCに係る経費は、別紙5のポイント算出表により算出すること。
備 品 費	当該治験において、求められている結果を導くために必要不可欠であり、かつ施設で保有していない機械器具（保有していても当該治験に用いることのできない場合を含む。）の購入に要する経費。
委 託 費	当該治験に関連するCRC等治験関連職員の派遣等に要する経費。
被験者負担の軽減経費	交通費の負担増等治験参加に伴う被験者（外来）の負担を軽減するための経費は、治験審査委員会で承認された金額。
治験審査委員会経費	治験審査委員会に係る経費（謝金経費を除く。）。
[間 接 経 費]	
管 理 費	管理費は、光熱水費、建物使用料、機器損料及び治験事務局等の要員に係る費用等とし、直接研究費の30%を計上すること。
[消 費 税 額]	
消費税及び地方消費税額	消費税及び地方消費税の額は、直接研究費及び間接経費の合計額に消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び同法第72条の83の規定に基づいた消費税率を乗じること。

※IRBは通常8月・12月は休会ですが、臨時開催した場合は謝金、治験審査委員会経費、間接経費を別途IRB 終了後にご請求いたします。